

3. 本市の計画策定における課題と対応方針

■人口や生活利便施設、公共交通などの現状・将来見通しを踏まえた課題

①市民の生活利便性の維持・確保

- 人口密度の維持による医療・商業等の生活サービス機能の維持、確保

②公共交通の維持・充実

- 高齢者等の公共交通等移動手段の確保
- 居住や生活サービス機能と連携した公共交通ネットワークの構築

③都市活力の維持・向上

- 中心市街地や各地域の中心地における都市機能の集積

④地域の暮らしやすさの向上

- コミュニティの再生と強化
- 地域包括ケアの構築
- 防災、減災対策の推進

⑤都市経営の効率化

- 公共施設等の統廃合・長寿命化、既存ストックの活用などによる財政負担の軽減

■都市計画マスター プラン

都市像などの明示
目標すべき将来

都市全体の将来像や土地利用、施設整備のあり方などを明確化

■立地適正化計画

居住誘導区域の設定

都市機能誘導区域・誘導施設の設定

誘導施策の明示・実施

一定の人口密度の維持

都市機能の集積

コンパクト
プラス
ネットワーク
による
持続可能な
まちづくり

公共交通による
移動手段の確保

■高松市地域公共交通網形成計画

公共交通の維持・充実

3－1. 立地適正化計画策定の基本的な考え方

(1) 計画対象区域

- 本計画の計画対象区域は、**都市計画区域全域**

(2) 計画期間

- 都市計画マスターplanの目標年次に合わせて、**平成30年から平成40年（2028年）まで**
- コンパクトなまちづくりの実現には長時間をするため、**平成62年（2050年）**を見据え、都市の将来を分析

(3) 評価時期

- 計画策定後、**おおむね5年毎に評価**
何を目標値にするかは、居住誘導区域内の人口密度など、今後検討し、素案で提示

* 利用する人口データ

- 現状の人口の把握に当たっては、平成22年（2010年）の国勢調査の人口データを基準に500mメッシュのデータを作成
- 将来人口の推計に当たっては、平成22年（2010年）の国勢調査の人口を基準に、たかまつ人口ビジョンの将来人口推計と同じ手法^{※1}により推計し、500mメッシュのデータを作成

^{※1} 国立社会保障・人口問題研究所の人口推計方法のうち、合計特殊出生率と純移動率について高松独自の数値を用いて推計

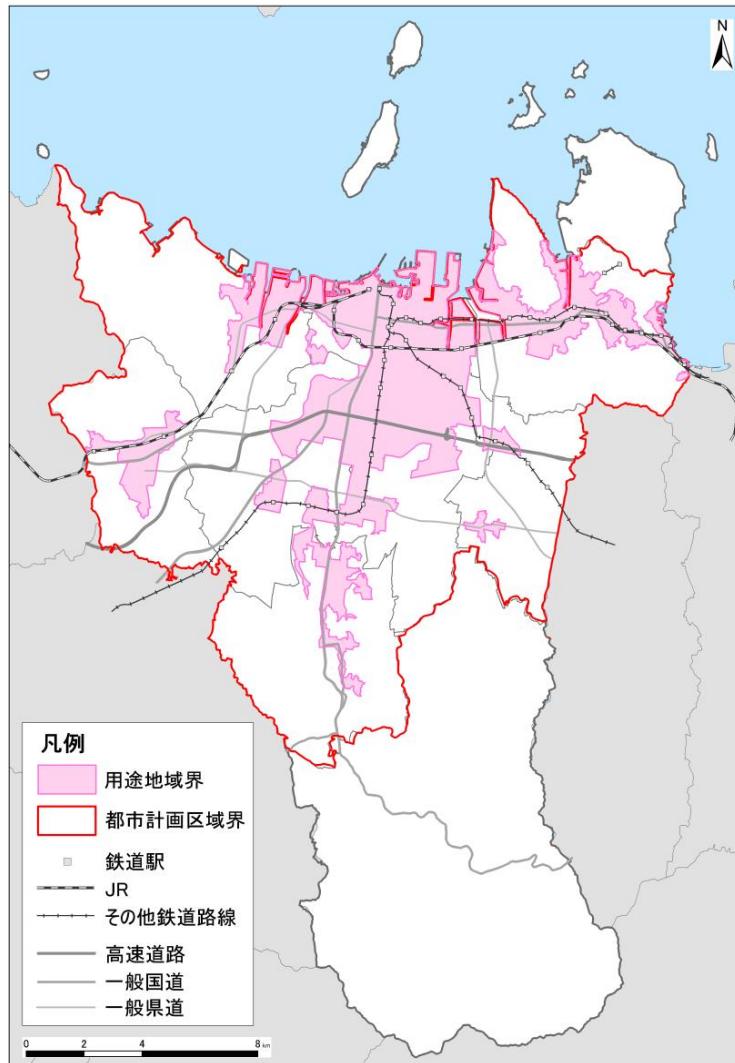


図 計画対象区域

3-1. 立地適正化計画策定の基本的な考え方

(4) 理念·将来都市像

都市づくりの課題に対応するための、まちづくりの理念及び目指すべき将来都市像については、今後、素案策定までに検討

①まちづくりの理念

②目指すべき将来都市像

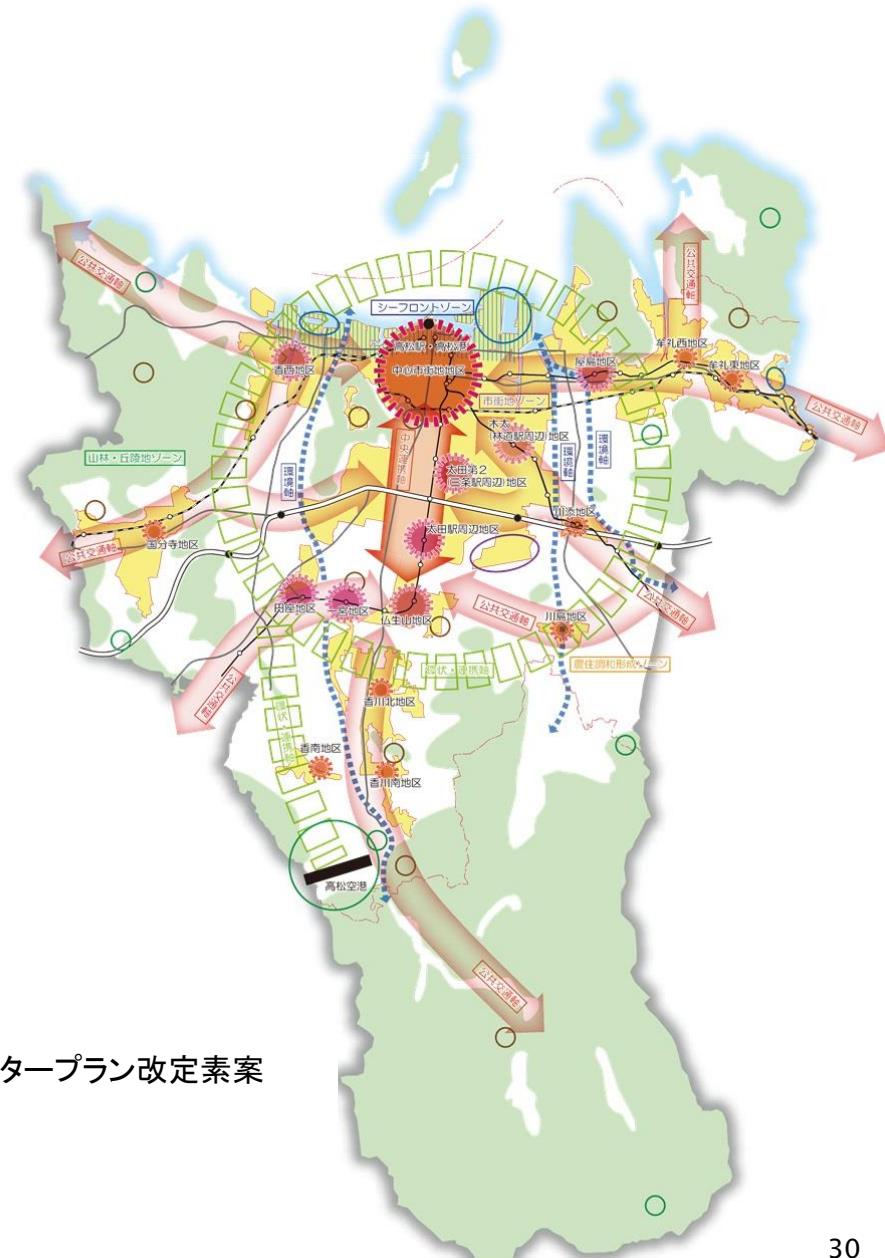
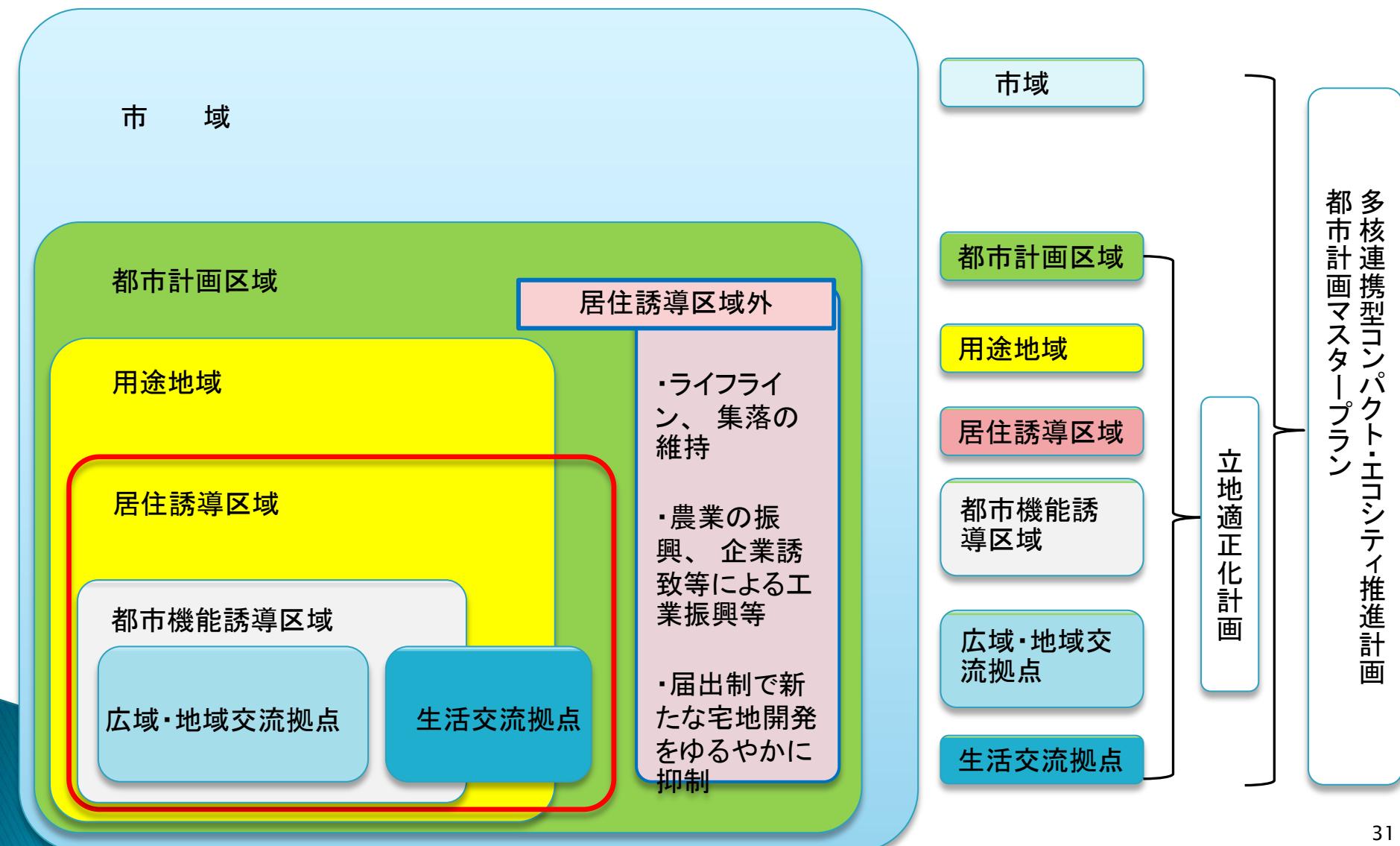


図 高松市都市計画マスターplan改定素案 の将来都市構造図

3－1. 立地適正化計画策定の基本的な考え方

* 対象区域から見た関連計画との関係(概念図)



3-2. 立地適正化計画策定の基本的な考え方

(4) 誘導区域の基本的な考え方

① 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域とは... .

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

【28.4.1 都市計画運用指針】

【基本的な考え方】

施設立地しやすい環境を整えるなどのため、都市機能を誘導する区域と誘導施設、誘導施策(国の支援施策を含む)などをあらかじめ示し、本市及び各拠点の地域特性に応じた都市機能を誘導

◎区域設定に当たっては都市計画運用指針に示されている考え方を参考

- ア 鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が既に一定程度充実している区域
- イ 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域
- ウ 都市の拠点となるべき区域
- エ 区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲



今後、上記の考え方をもとに、公共交通の利用圏域や医療・商業等の集積状況なども踏まえながら、具体的な区域を総合的に検討して決定

3-2. 立地適正化計画策定の基本的な考え方

(4) 誘導区域の基本的な考え方

② 居住誘導区域

居住誘導区域とは...。

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

【28.4.1都市計画運用指針】

【基本的な考え方】

都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保

◎区域設定に当たっては都市計画運用指針に示されている考え方を参考

ア 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺

イ 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域

上記をもとに、都市計画マスターplanに位置付ける17の集約拠点や新駅・県道整備が予定される多肥・林地区のほか、都市機能や居住が一定程度集積している地域なども考慮

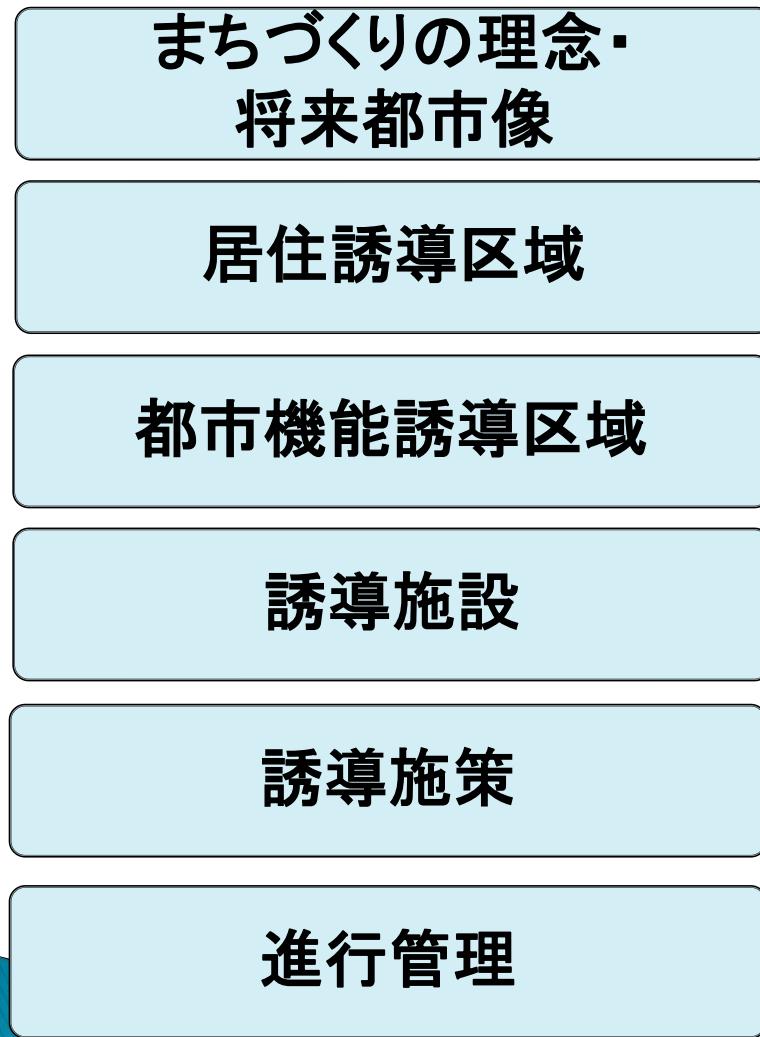
【※以下の区域は居住誘導区域に含めない】

ウ 農業振興地域の整備に関する法律 § 8②①に規定する農用地区域

エ 急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律 § 3①に規定する急傾斜地崩壊危険地域

今後、上記の考え方をもとに、公共交通の利用圏域や医療・商業等の集積状況なども踏まえながら、具体的な区域を総合的に検討して決定

4. 今後決定が必要な事項



●今後、基本的な考え方をもとに、市民アンケート調査結果等も踏まえ総合的に検討し、左記の具体的な内容を決定

素案で明示

5. 今後のスケジュール

項目	~7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
立地適正化計画	将来見通し・課題抽出・将来都市像等検討				誘導区域 誘導施設 誘導施策	検討			素案策定
				反映	市民アンケート取りまとめ・分析等				
会議等		○ 議会調査会(合同)					○ 議会調査会(合同)		
			○ 第1回 推進懇談会		○ 第2回 推進懇談会		○ 第3回 推進懇談会		
※参考 29年度	パブリックコメント 住民等説明会・公聴会等	成案化作業、案策定			○ 議会説明		○ 都市計画審議会		○ 計画策定 (国に提出)
			○ 第1回 推進懇談会		○ 第2回 推進懇談会	○ 例規改正			